

令和八年五月二十九日 金

就職応援セミナー (税金編)



税務職員ふたば

水戸税務署 税務広報広聴官

柴田 裕基

1. 税金の種類について

- 税金には納める先によって
国税、県税、市町村税に分類されています。

税金の種類	主な税目	相談先
国 税	所得税、消費税	税務署
県 税	県民税、自動車税	県税事務所
市町村税	市町村民税、軽自動車税	市役所、町（村）役場

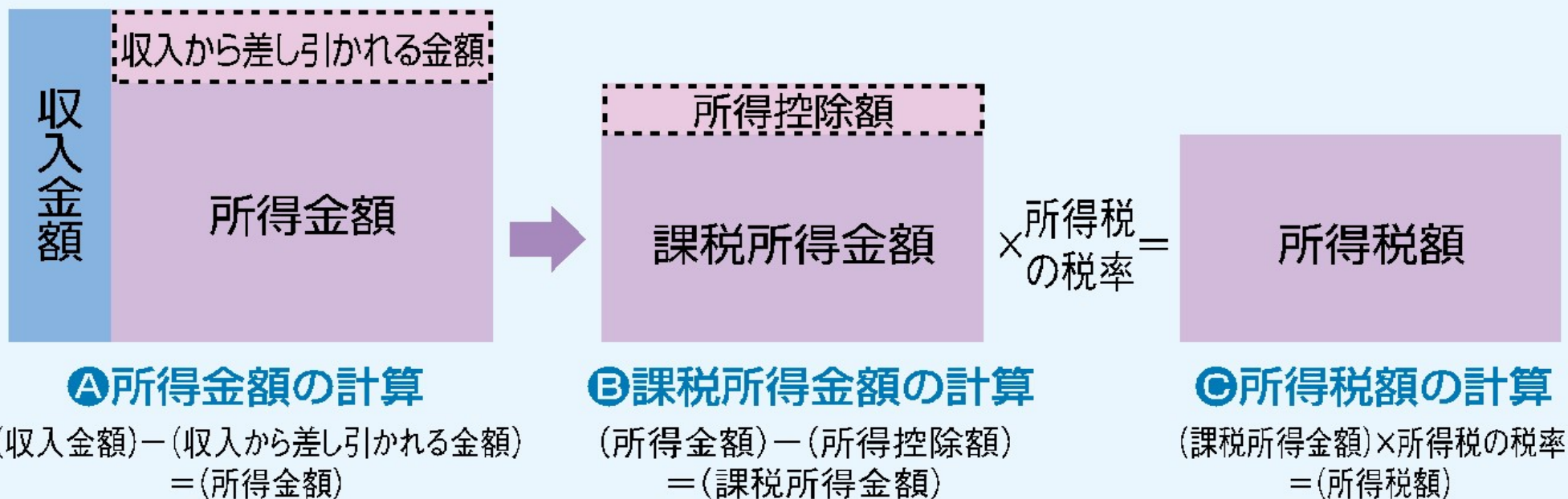
県民税と市町村民税を合わせて住民税といいます。



2. 所得税とは

• 所得税は個人の所得に対してかかる税金

納める税金の額は1年間の**課税所得金額**に税率を乗じて計算します。



2. 所得税とは

収入金額、所得金額、課税所得金額とは？

⇒ **収入金額**

個人が1年間に稼いだ金額（いわゆる**年収**）

⇒ **所得金額**

収入から経費などを差し引いた金額（いわゆる**儲け**）

※給与の場合は収入金額によって差し引かれる金額が決まっています

⇒ **課税所得金額**

総所得から医療費控除や基礎控除などを差し引いた金額

3. 所得税と住民税の違い

所得税の税率について

◇令和7年分所得税の税額表〔求める税額 = A × B - C〕

A 課税所得金額	B 税率	C 控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

※所得に応じて段階的に税率が上昇「超過累進税率」

3. 所得税と住民税の違い

住民税の税率について

住民税のイメージ

住民税 = **所得割** + **均等割**

所得割

税率	内訳	
10%	市町村民税	6%
	都道府県税	4%

均等割

市町村民税	1,500円
都道府県税	3,500円

※所得にかかわらず税率が一定

3. 所得税と住民税の違い

所得税

- 申告納税方式

⇒納税者が自分でその所得金額や納付すべき金額を正しく計算し、それに基づき**確定申告**を行い納税する

※給与所得者には「源泉徴収制度」があり、給与の支払者が給与を支払う際に所得税を天引きし、**年末調整**により年間の給与について納めなければならない税額と天引きされた税額との過不足が調整される

3. 所得税と住民税の違い

住民税

・ 賦課徴収方式

⇒市町村が納めるべき金額を計算し、納税義務者に通知

特別徴収・・・納税義務者＝給与支払者

普通徴収・・・納税義務者＝収入が給与以外の者

※市町村が適正な所得計算や税額計算を行うための課税資料として、住民税の申告書を提出（確定申告書を提出した者や年末調整を受けた者は住民税の申告書を提出したとみなされます）

4. 税金の計算

所得控除（所得金額から差し引かれる控除）

★雑損控除、★医療費控除、★寄附金控除、社会保険料控除、生命保険控除、地震保険料控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、小規模企業共済等掛金控除、基礎控除（★は確定申告でないと受けられない控除）

※減税になる金額 $\text{控除額} \times \text{税率}$

税額控除（所得税額から差し引かれる控除）

配当控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金特別控除 など

※住宅借入金等特別控除の1年目は確定申告が必要です

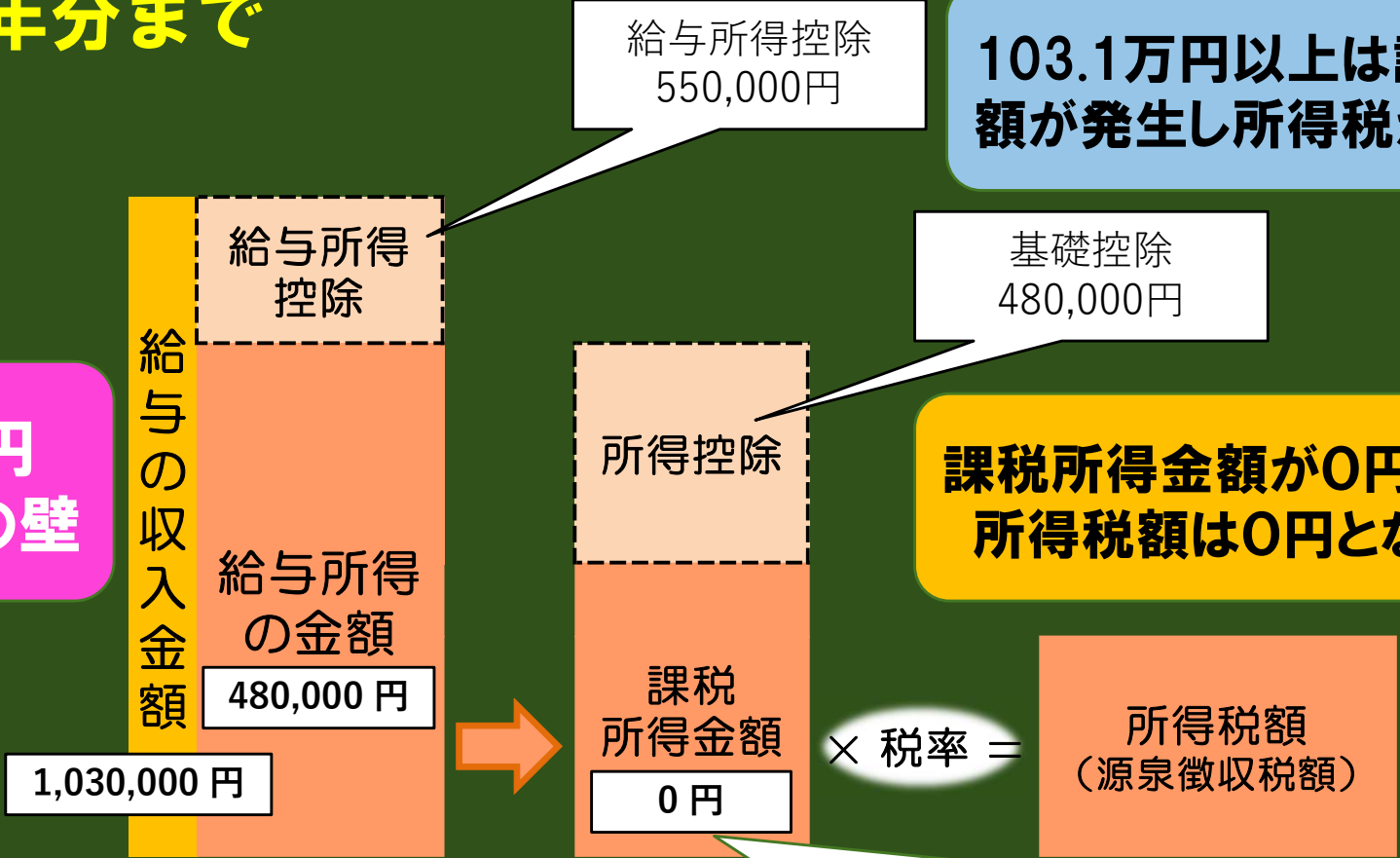
※減税になる金額 = 控除額

●寄附金控除は住民税では税額控除です

5. 令和8年度の税制改正

令和6年分まで

103万円の壁



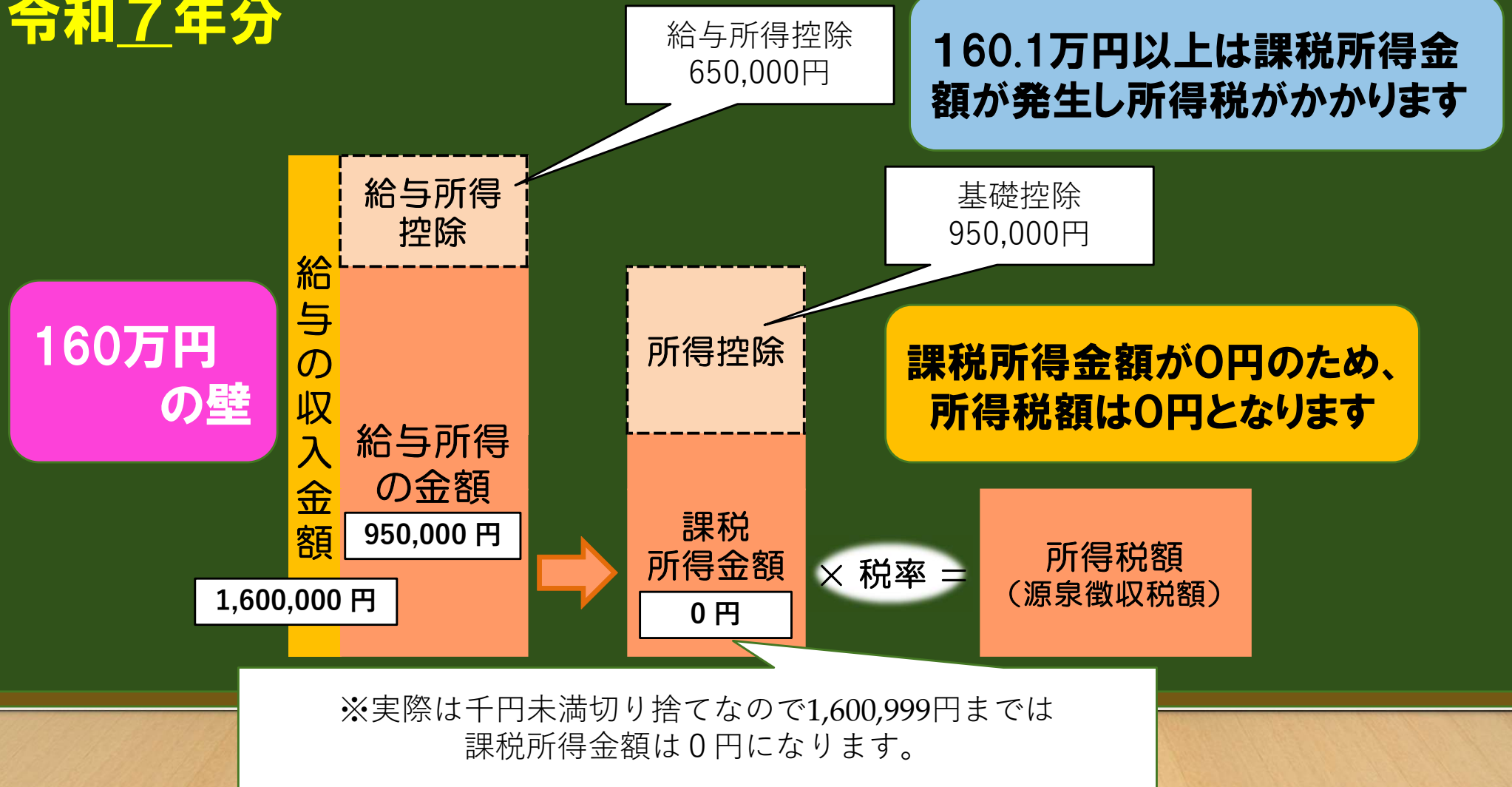
103.1万円以上は課税所得金額が発生し所得税がかかります

課税所得金額が0円のため、所得税額は0円となります

※実際は千円未満切り捨てなので1,030,999円までは課税所得金額は0円になります。

5. 令和8年度の税制改正

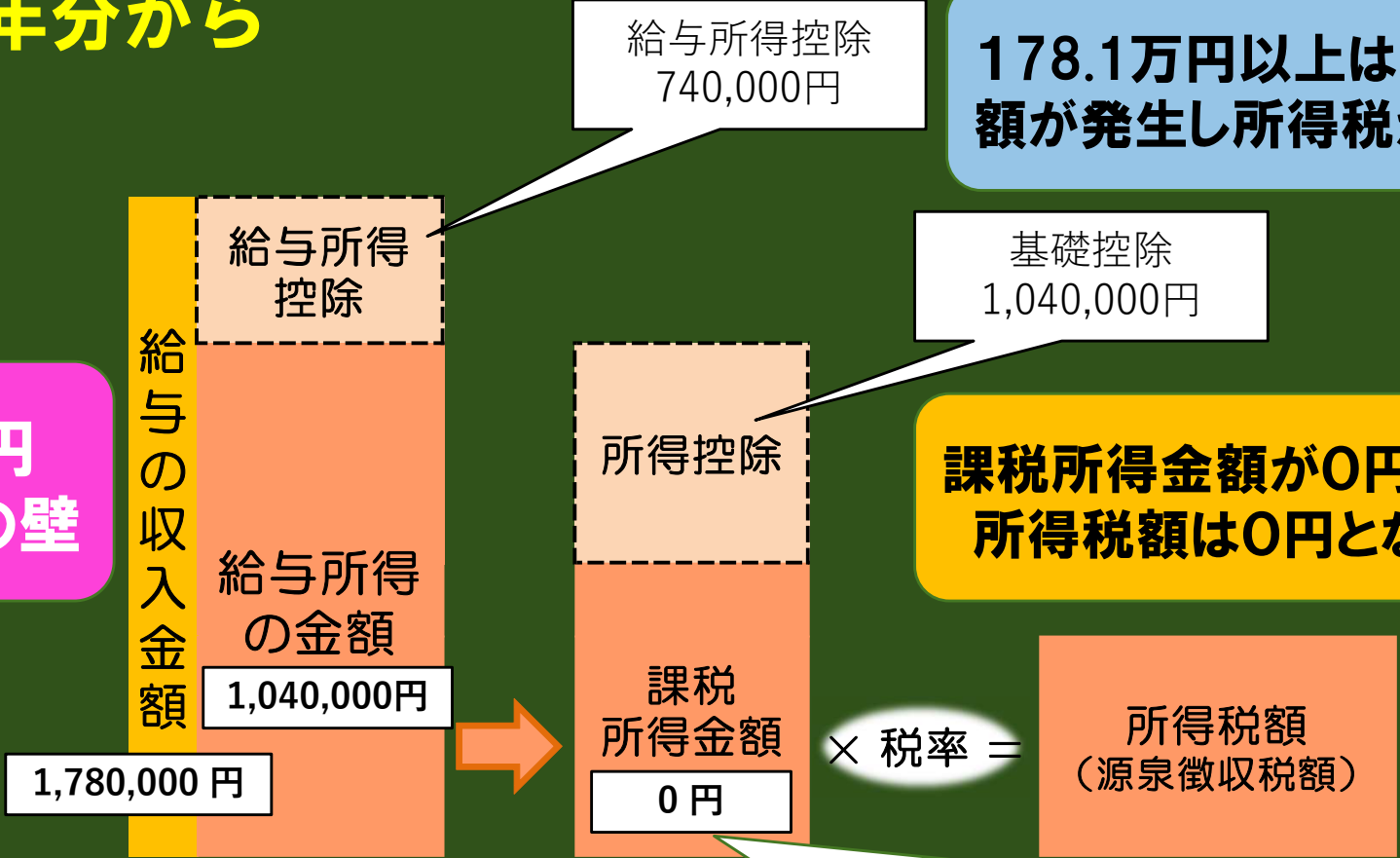
令和7年分



5. 令和8年度の税制改正

令和8年分から

178万円の壁



178.1万円以上は課税所得金額が発生し所得税がかかります

課税所得金額が0円のため、所得税額は0円となります

※実際は千円未満切り捨てなので1,780,999円までは課税所得金額は0円になります。

5. 令和8年度の税制改正

令和8年分から 基礎控除が見直しされました

【基礎控除】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前		令和8年分
	※令和6年分	令和7年分	
132万円以下 (200万3,944円以下)	48万円	95万円	104万円
132万円超 336万円以下 (200万3,944円超 475万1,999円以下)		88万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)		68万円	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		58万円	62万円

※令和2年分～令和6年分まで(令和1年分以前は所得制限なく一律38万円)

5. 令和8年度の税制改正

令和8年分から
給与所得控除が見直しされました

給与の収入金額	給与所得控除		
	令和6年分	令和7年分	令和8年分
162万5,000円以下	55万円	65万円	74万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円		
180万円超 190万円以下	収入金額×30%＋8万円		

(注) 最低保障額74万円は令和8年分と令和9年分のみ
の措置です

6. 令和7年度の税制改正（参考）

令和7年分から 扶養親族等の所得要件が改正されました

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（注1） （収入が給与だけの場合の収入金額（注2））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 （123万円以下）	48万円以下 （103万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 （123万円超 201万5,999円以下）	48万円超 133万円以下 （103万円超 201万5,999円以下）
勤労学生	85万円以下 （150万円以下）	75万円以下 （130万円以下）

（注）1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

6. 令和7年度の税制改正（参考）

令和7年分から

特定親族特別控除が創設されました

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除額が受けられます。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

6. 令和7年度の税制改正（参考）

令和7年分から 特定親族特別控除が創設されました

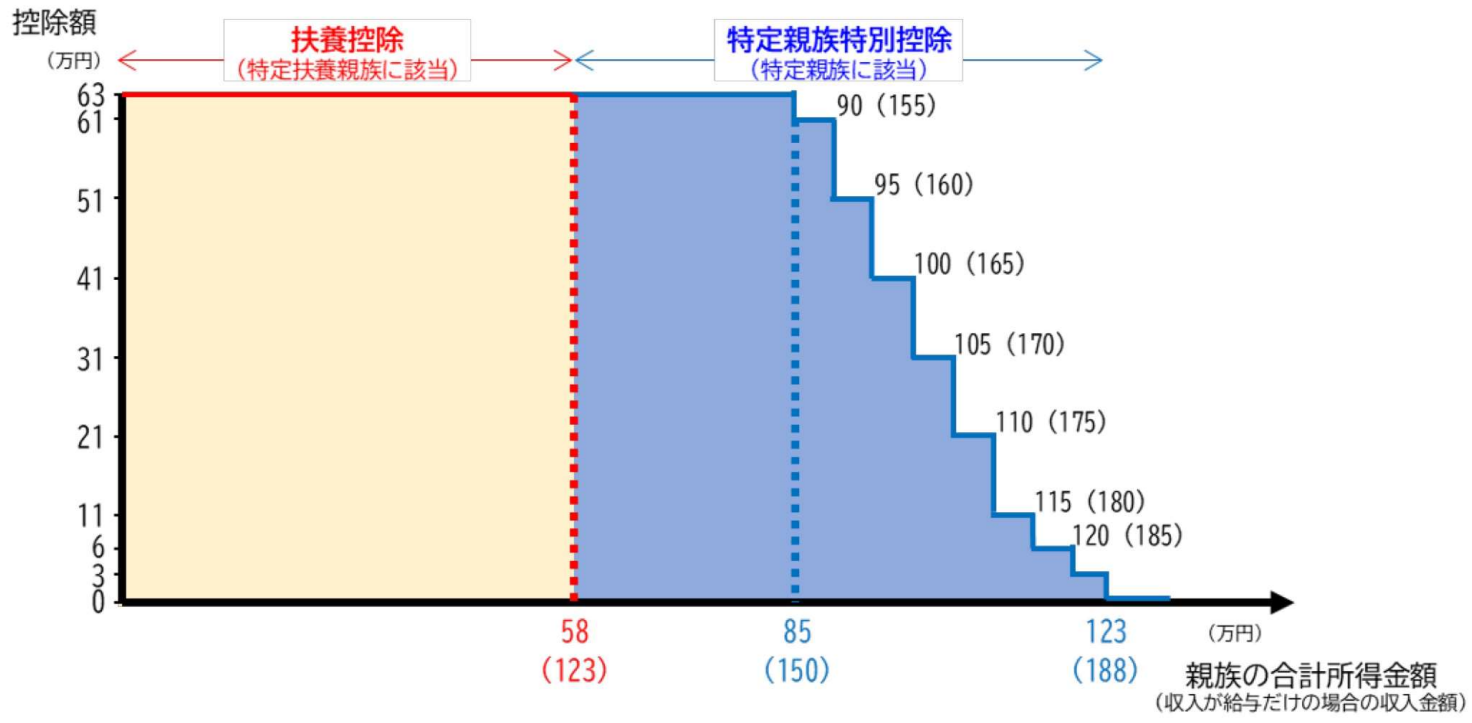
【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

6. 令和7年度の税制改正（参考）

令和7年分から 特定親族特別控除が創設されました

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



7. 今後の税制改正について

税制改正について

新着情報

[トピックス](#) [税の情報・手続・用紙](#) [刊行物等](#) [法令等](#) [お知らせ](#) [国税庁等について](#)

令和7年4月25日 [2025年 大阪・関西万博における取組](#)

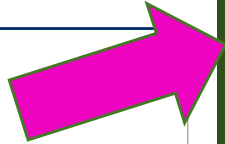
令和7年4月25日 [令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について](#)

令和7年4月25日 [「国税庁採用情報特設サイト」の開設](#)

令和7年4月23日 [昨今の経済情勢の変化などの影響により納税が困難な方には猶予制度があります\(PDF/408KB\)](#)

令和7年4月22日 [令和7年分の路線価図等の公開予定日 \(PDF/27KB\)](#)

[表示件数を増やす](#)



詳しくは、
国税庁ホームページを
ご参照ください。

[ホーム](#) / [利用者別に調べる](#) / [源泉徴収義務者の方](#) / [令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について](#)

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）。

ここでは、改正の概要や源泉徴収事務に関する各種情報を掲載しています。

[改正の概要](#)

[令和7年分の年末調整](#)

[令和8年分以後の給与の源泉徴収事務](#)

[パンフレット](#)

[各種様式](#)

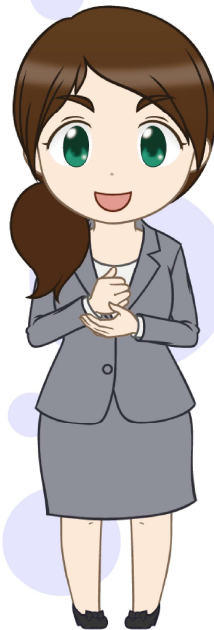
[よくある質問
\(FAQ\)](#)

その疑問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。

スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

2026.1.5(月)～公開中

所得税の確定申告 (令和7年分)

**e-Tax、確定申告書等
作成コーナーの操作方法**

2026.2.2(月)～公開中

消費税の確定申告 (令和7年分)

New **インボイス制度
贈与税の申告** (令和7年分)

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

税務署への提出方法を選択してください。

マイナンバーカードをお持ちの方

スマートフォンを使用してe-Tax >



パソコンに表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法です。

ICカードリーダーライターを使用してe-Tax >



ICカードリーダーライターを使用します。

お持ちでない方

ID・パスワード方式でe-Tax >



税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法。「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。申告書の控えと一緒に保管していないかご確認ください。

- ☐ [各提出方法を動画で確認する方はこちら](#)
- ☐ [スマートフォンの対応機種を確認する方はこちら](#)

その他

印刷して提出 >

税理士の方が代理送信を行う場合はこちら >

※注（次ページ参照）



令和7年9月25日
(令和7年10月14日更新)

「確定申告書等作成コーナー」で利用する ID・パスワードの新規発行停止について

- 現在、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax により税務申告を行う主な方法としては、①マイナンバーカード等を利用した「マイナンバーカード方式」のほか、②税務署が本人確認を行った上で発行する ID とパスワードを利用した「ID・パスワード方式」があります。
 - ID・パスワード方式については、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応として運用しているところですが、マイナンバーカードの保有率が約 8 割となり、特に「マイナンバーカード方式」を利用される方が増加している状況です。
 - こうした状況も踏まえ、先般、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、「マイナポータルと e-Tax の連携を更に充実させ、『書かない確定申告』の実現を図るべく、その前提となるマイナンバーカードを用いた e-Tax の推進のため、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な e-Tax 促進策である『ID・パスワードによる申告』について、その廃止を含めた在り方を検討し、2025 年度中に結論を得る。」こととされました。
 - これを受け、マイナンバーカードを用いた e-Tax の利用をより一層進める観点から、令和7年10月1日より、今後新たに e-Tax で申告される方へは「マイナンバーカード方式」をご案内することとし、「ID・パスワード方式」で使用する ID・パスワードについては、新規発行を停止することといたしました。
 - 今後、初めて e-Tax をご利用になる方は、「マイナンバーカード方式」をご利用いただきますようお願いいたします。
 - 既に「ID・パスワード方式」の届出をされている方は、引き続き「ID・パスワード方式」をご利用いただけます。なお、今後の「ID・パスワード方式」に関する対応については、改めてご案内することを予定しています。
- (注) e-Tax をご利用いただくために必要な利用者識別番号（半角 16 桁の番号）の新規取得や e-Tax へのログインは、引き続き可能です。

ご清聴
ありがとうございました

